

とくべつしえんきょういく

合志市の特別支援教育



保護者の皆さんへ

対人関係や生活、学習面で支援が必要な子どもたちに、できる喜びを実感し、自信を持って心豊かに学校生活を送ることを支援する教育に関する資料です。

合志市では、一人ひとりの子どもの個性を認め、可能性を最大限に伸ばし、その能力を発揮することで、自立し自らの特性を長所として社会に参加し、安心して心豊かに暮らせる共生の社会をめざしています。

子どもたちはそれぞれに“よさ”を持っています。一人ひとり顔や性格が違うように、算数が得意な子、図工が得意な子、走るのが得意な子、歌が得意な子などがいます。それに個人差はあります、その個人差は大切にされなければいけません。

しかし、みんなと同じように学習していても、漢字が覚えにくい、計算をよく間違う、集中して話を聞くことが難しいという子どもたちもいます。自分の考えや思いをうまく伝えることができなかったり、環境になじめなかつたりする子どもたちもいます。そのことで、まわりから誤解されたり、友だち関係がうまくいかなかつたりする子どもたちもいます。

合志市の小・中学校では、「障害者差別解消法」の理念に基づいて子どもたちが安心して心豊かな学校生活を送るために、一人ひとりの教育的なニーズに応じた特別支援教育を学校全体で進めています。

特別支援教育を学校で進めるために…

- ▶各学校には、配慮が必要な子どもの具体的な支援の方法について話し合う校内委員会を設置しています。
- ▶各学校には、保護者の相談窓口となり、各種の連絡・調整する役割を担う特別支援教育コーディネーターがいます。
- ▶教職員の子どもへの理解や専門的知識を高めるための研修を行っています。
- ▶必要に応じて、特別支援学校や県や市の専門家などの相談事業としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員(教育相談)からアドバイスを受けています。

学校全体で特別支援教育に取り組んでいます！



①通常の学級での指導

- ▶学年や教科によって、少人数や習熟度別の指導などの授業を行っています。
- ▶小学校低学年・中学校1年生は、1学級を35人にして少人数のよさを生かし、子どもたちへきめ細かな指導を行っています。
- ▶授業をはじめ全ての教育活動は、特別支援教育の視点に立って指導を行っています。
(例)視覚教材の使用、わかりやすい指示、達成可能な課題の提示、共感的な態度など。
- ▶市で派遣した教育活動指導員等が支援します。

②通級指導教室での指導

- ▶「通級」とは、通常の学級で生活している子どもたちが、現在通学している学校や学級に籍を置いて、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、月1時間～週8時間程度、別の教室に通って、子どもの状況に応じた指導を受けることをいいます。
- ▶教室の種類には、自閉症・情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、肢体不自由、言語障がい、弱視、難聴、病弱・身体虚弱があり、合志市では、「LD・ADHD 等」「自閉症・情緒障害」「ことば」の教室を設置しています。
※本資料4ページより、更に詳しく説明しています。
- ▶入級は市の教育支援委員会で審議して決まります。

③特別支援学級での指導

合志市内には、子どもたちの学習・生活上の困難さを改善・克服することを支援するための学級（特別支援学級）が各学校に設置されています。

- ▶学級の種類には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいがあり、**学校によって設置されている種類が異なります。**
- ▶子どもの状況に応じた教科の学習や自立のための活動を行ったり、発達段階に応じた個別や小集団での指導を行ったりします。
- ▶通常学級との交流・共同学習については、相談の上で決めていきます。
- ▶子どもの特性に応じて市で派遣した教育介護補助員等が支援していきます。
- ▶既設の学級への在籍は教育支援委員会で審議して決まります。

※①～③以外にも、障がいの程度が重いお子さんを対象とした「特別支援学校」があります。



特別支援教育の推進のために行っていること

▶教育相談(巡回相談)

保護者や学校に、子どもの状況に応じた教育支援のために臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを派遣しています。

▶教育活動指導員

子どもの状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うために各学校に指導員を配置しています。

▶教育介護補助員

特に配慮を必要とする子どもの介護や教育的支援を行うために各学校に補助員を配置しています。

▶市コーディネーター会議

市内の各園・各学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を行っています。

合志市の通級指導教室



通級指導教室は、子どもの状況に応じて個別的な指導・支援を行うことを目的に設置された教室です。合志市内には、現在、「LD・ADHD等」「自閉症・情緒障害」「ことば」の通級指導教室が設置されており、合志市内の学校で通常の学級に在籍する子どもを対象として一人ひとりの実態に応じた指導を行います。

通級指導教室が設置されている学校

初めて来校される際は、玄関(事務室)で受付されますようお願いします。

▶LD・ADHD等通級指導教室設置校

南ヶ丘小学校 (096-248-5280) 西合志南小学校 (096-344-0100)

合志中学校 (096-248-0006) 西合志南中学校 (096-242-3733)

※他校から通う場合、事故防止のため、保護者等による送迎や付き添いが必要です。

▶自閉症・情緒障害通級指導教室設置校

西合志中学校 (096-242-0100) 合志楓の森中学校 (096-245-7738)

※他校の場合は、担当教師が各学校を巡回して指導します。

▶ことばの教室設置校

西合志東小学校 (096-242-0511)

※他校の場合は、担当教師が各学校を巡回して指導します。

指導方法について

月に1時間～週8時間、通常の授業を抜けて、個別又は小集団による指導を行います。

指導時間や回数は、お子さんの状況や通級の人数によって異なり、指導計画等については、保護者と通級指導校、在籍校で話し合いを行い、作成します。

他校から通う場合、指導の経過は、指導記録をもとに学校間で情報交換を行います。

対象となるお子さん

▶LD・ADHD等通級指導教室／自閉症・情緒障害通級指導教室

通常の学級に在籍し、学習にはおおむね参加できるが、医師からの診断および発達検査で、LD・ADHD等の診断またはその特性を有していると判断されたお子さん。

▶自閉症・情緒障害通級指導教室

通常の学級に在籍し、学習にはおおむね参加できるが、医師からの診断および発達検査で、自閉症、情緒障害等の診断またはその特性を有していると判断されたお子さん。

▶ことばの教室設置校

発音（ことば）に誤りがあったり、ことばが出にくかったりつまつたりする、ことばの発達に不安がある、ことばが原因でコミュニケーションがうまくとれないお子さん。

学習の内容

▶LD・ADHD等通級指導教室／自閉症・情緒障害通級指導教室

一人ひとりに応じた指導計画を立て、子どもの発達段階に応じたスマールステップの指導を中心に進めています。学習上、又は生活上の困難さを改善・克服するためにソーシャルスキル（コミュニケーションや社会性）の指導、気持ちの安定を図るなどの指導を行います。

▶ことばの教室設置校

発音（ことば）に関わる器官の働きを高めたり、正しい発声・発音ができるようにします

通級への入級から退級まで

▶入級の相談は、まず在籍校にお願いします。

なお、新1年生の場合は、通常学級にて様子見が必要なため、入学前の申請はできません。

▶入級や退級は、合志市教育支援委員会で審議して決定します。ただし、希望が多い場合は、指導を待つていただく場合がありますのでご了承願います。

▶通級の開始及び通級指導に必要な事項については、在籍校からお知らせします。

なお、入級から退級までの手続きは、合志市通級指導実施要綱に従って行われ、通級指導に必要な書類は、在籍校と通級指導校、市教委で作成します。

教育相談について

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室への転籍を希望される場合は、教育相談を行い、教育支援委員会で審議を行う必要があります。



教育相談の窓口			
	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
新入学生(小学校)	合志市教育委員会	入学予定の小学校	※1
新入学生(中学校)	在籍している小学校 ※教育相談先は小学校ですが、入学先の中学校にもご相談ください。		
在校生(小・中学校)	在籍している小・中学校		

※1 小学校に入学したばかりのお子さんについては、しばらく通常学級で様子をみていただくことになりますので、入学後に学校で教育相談を受けてください。

令和7年度 教育支援委員会日程

- 第1回 令和7年 6月11日(水)
- 第2回 令和7年 9月 2日(火)
- 第3回 令和7年11月14日(金)
- 第4回 令和8年 1月 6日(火)

※希望する就学先によっては、「第〇回までに承認を得なければならない」という期限があります。

特別支援教育 Q&A



Q 特別支援教育は、発達障がいのある子どもを対象とした教育ですか？

A 発達障がいを含め、障がいのある全ての子どもを対象とします。従来の「特殊教育」が障がいの種類や程度に応じて特別な場で手厚い教育を行うことに重点が置かれていたのに対し、「特別支援教育」は障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれています。これは通常学級に在籍するすべての子どもに有効な教育となっています。

Q かつて「障害」と書き表していたのを、「障がい」と書き表すのはなぜですか？

A 障害という言葉が、害悪、公害など負のイメージが強いこと。また、「障害物が障害になる物」という考えが、「障害者は障害となる者」との偏見を助長するという考え方により、合志市ではできるだけ、「障害」を「障がい」とする一部ひらがな表記に努めることにしています。
(※但し、法令や医学・学術の専門用語などで使用する場合には、「障害」と表記することがあります。)



ご不明な点ございましたら、お気軽にご相談ください。



合志市教育委員会

所在地 合志市竹迫2140番地 学校教育課
TEL 096(248)2366 FAX 096(248)2377

